

○高知県漁業調整規則（内水面 漁具漁法等の制限について抜粋）

令和2年11月17日規則第73号

（禁止期間等）

第34条 何人も、次の表の左欄に掲げる水産動植物を、それぞれ同表の中欄に掲げる期間中、それぞれ同表の右欄に掲げる区域において採捕してはならない。ただし、もじゃこをとることを目的とする中型まき網漁業、第4条第1項第1号に掲げるもじゃこ漁業又は同項第2号に掲げるうなぎ稚魚漁業の許可に基づいて採捕する場合は、この限りでない。

水産動植物	禁止期間	禁止区域
あゆ（全長10センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
あゆ（全長10センチメートルを超えるものに限る。）	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋えん堤から上流
		伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から上流
		物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流
		鏡川に係る河川中高知市鏡多目的用えん堤上流端から上流
		吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から上流の区域（支流を含む。）
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流
		仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流
あゆ（全長10センチメートルを超えるものに限る。）	1月31日午後5時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流
		仁淀川及び四万十川に係る河川（（3）に掲げる禁止区域を除く。）
あゆ（全長10センチメートルを超えるものに限る。）	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から12月1日午前6時30分まで	内水面（（3）及び（4）に掲げる禁止区域を除く。）
あゆ（全長10センチメートルを超えるものに限る。）	周年	国分川に係る河川中香美市土佐山田町入野かんがい用高芝ぜき下流端から下流50メートルから上流のかんがい用鏡野ぜき上流端までの区域
うなぎ（全長21センチメートル以下のものに限る。）	周年	海面及び内水面
こい（全長15センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面
ます類（あまご及びいわなを含む。以下同じ。）（全長10センチメートル以下のものに限る。）	周年	内水面

<p>ます類(全長10センチメートルを超えるものに限る。)</p>	<p>12月1日から翌年2月15日まで</p>	<p>吉野川に係る河川中吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川と中野川川との合流点から上流の中野川川(支流を含む。)</p> <p>吉野川に係る河川中吾川郡いの町寺川の吉野川と白猪谷との合流点から上流の白猪谷(支流を含む。)</p>
<p>ます類(全長10センチメートルを超えるものに限る。)</p>	<p>10月1日から翌年2月末日まで</p>	<p>内水面((10)に掲げる禁止区域、吉野川に係る河川中長岡郡大豊町ヨボウシ橋下流端から大王大橋上流端までの穴内川及び吾川郡いの町桑瀬の桑瀬川第1えん堤上流端から第2えん堤下流端までの区域、物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤から下流、仁淀川に係る河川中吾川郡いの町小川川と高樽川との合流点から下流の上八川川と小川川との合流点までの小川川及び上八川川と小川川との合流点から下流の下八川第四発電所放水口までの上八川川並びに奈半利川に係る河川中安芸郡北川村野川川ダム下流端から野川橋上流端までの野川川を除く。)</p>
<p>全ての水産動植物</p>	<p>周年</p>	<p>西の川に係る河川中室戸市吉良川町釣ノ口発電用えん堤上流端から下流50メートルの区域</p> <p>西の川に係る河川中室戸市吉良川町領地かんがい用第1ぜき上流端から下流の領地かんがい用第2ぜき上流端の下流50メートルまでの区域</p> <p>奈半利川に係る河川中安芸郡北川村魚梁瀬発電用えん堤上流端から上流250メートル及び下流400メートルの区域</p> <p>奈半利川に係る河川中安芸郡北川村久木発電用えん堤上流端から上流100メートル及び下流100メートルの区域</p> <p>奈半利川に係る河川中安芸郡北川村二股発電所放水口中心から上流100メートル及び下流200メートルの区域</p> <p>奈半利川に係る河川中安芸郡北川村平鍋発電用えん堤上流端から上流100メートル及び下流200メートルの区域</p> <p>奈半利川に係る河川中安芸郡北川村長山発電所の開閉所最上流コンクリート柱と対岸の送電用鉄塔との見通し線から下流の西谷川と奈半利川との合流点に建設された漁場標識から143度30分(真方位による。以下同じ。)の線に至る区域</p>

	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村奈半利ぜき上流端から上流10メートル及び下流30メートルの区域
	奈半利川に係る河川中安芸郡北川村及び田野町田野ぜき上流端から上流10メートル及び下流50メートルの区域
	伊尾木川に係る河川中安芸市古井発電用えん堤上流端から下流100メートルの区域
	安芸川に係る河川中安芸市栃の木かんがい用栃の木ぜき上流端から上流7メートル及び下流88メートルの区域
	赤野川に係る河川中安芸郡芸西村和食砂防用端河原えん堤上流端から下流65メートルの区域
	赤野川に係る河川中安芸市赤野砂防用赤野川えん堤上流端から上流10メートル及び下流40メートルの区域
	物部川に係る河川中香美市香北町吉野発電用えん堤上流端から下流の檜谷口に建設された漁場標識から355度の線に至る区域
	物部川に係る河川中香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から下流345メートルの区域
	物部川に係る河川中香美市土佐山田町町田かんがい用物部川下流統合ぜき上流端から上流左岸70メートルの点、下流左岸177メートルの点及び国土交通省右岸距離標 8 K / 2 から下流79メートルの点を順次に直線で結んだ線により囲まれた区域
	吉野川に係る河川中長岡郡本山町山崎調整池えん堤下流端から下流65メートルの区域
	国分川に係る河川中南国市常通寺島かんがい用常通寺島ぜき上流端から下流20メートルの区域
	国分川に係る河川中高知市布師田かんがい用井の端ぜき上流端から下流50メートルの区域
	鏡川に係る河川中高知市鏡多目的用えん堤上流端から下流306メートルの区域
	鏡川に係る河川中高知市朝倉かんがい用朝倉ぜき上流端から上流15メートル及び下流30メートルの区域
	鏡川に係る河川中高知市上本宮町かんがい用江の口ぜき上流端から上流

	15メートル及び下流33メートルの区域
	鏡川に係る河川中高知市鏡川町廓中ぜき上流端から上流15メートル及び下流30メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流135メートル及び下流184メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町大渡発電所放水路及び大渡発電所放水口から下流30メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡いの町上八川下分四発電所取水えん堤上流端から上流20メートル及び下流100メートルの区域
	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町桐見治水ダムえん堤上流端から上流60メートル及び下流100メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流30メートル及び下流190メートルの区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡仁淀川町加枝発電所放水路
	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町野老山発電用えん堤上流端から上流60メートル及び下流左岸140メートルの点から180度の線に至る区域
	仁淀川に係る河川中吾川郡いの町仁淀川右岸八田かんがい用八田ぜき上流端から上流20メートルの点、下流150メートルの日下川新放水路上流端、左岸八田かんがい用八田ぜき上流端から上流20メートルの点及び下流170メートルに建設された漁場標識を直線で結んだ線により囲まれた区域
	仁淀川に係る河川中高岡郡越知町遊行寺かんがい用ぜき上流端から上流20メートル及び下流100メートルの区域
	新莊川に係る河川中高岡郡津野町赤木砂防用赤木えん堤上流端から上流25メートル及び下流70メートルの区域
	新莊川に係る河川中須崎市上分かんがい用遅越ぜき上流端から下流の落合橋下流端までの区域
	新莊川に係る河川中須崎市下分かんがい用下郷ぜき上流端から下流25メートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡中土佐

	町大野見竹原発電用えん堤上流端から上流150メートル及び下流のぬたの谷口に建設された漁場標識から260度の線に至る区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十町上秋丸かんがい用一斗俵ぜき上流端から上流10メートル及び下流113メートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十町西川角かんがい用大井野ぜき上流端から上流10メートル及び下流100メートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流90メートル及び下流160メートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十町大正中津川中津川砂防用第1えん堤上流端から上流134メートル及び下流の古宿谷口に建設された漁場標識から300度の線に至る区域
	四万十川に係る河川中高岡郡禰原町中平発電用えん堤上流端から上流55メートル及び下流330メートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡禰原町松原発電所放水口に建設された漁場標識から上流144メートル及び下流90メートルの区域
	四万十川に係る河川中高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流60メートル及び下流のふえの谷口に建設された漁場標識から230度の線に至る区域
	下の加江川に係る河川中幡多郡三原村芳井砂防用芳井えん堤上流端から上流50メートル及び下流50メートルの区域

- 2 何人も、内水面において、あゆ又はます類の産んだ卵を採捕してはならない。
- 3 第一種共同漁業若しくは第三種区画漁業を内容とする漁業権又はこれらに係る組合員行使権に基づいて種苗として採捕する場合は、第1項の表の(1)及び(12)から(24)までの規定は、適用しない。
- 4 第1項の表の(1)から(5)まで若しくは(7)から(24)まで又は第2項の規定に違反して採捕した水産動植物又はその製品は、所持し、又は販売してはならない。
(漁具漁法の制限及び禁止)

第35条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の右欄に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。

禁止区域	禁止漁具又は漁法
内水面	水中に電流を通じてする漁法
	びんづけ
	発射装置を有する漁具
	もり、金突又はこれらに類似の刺突具

	潜水器漁法（簡易潜水器を使用するものを含む。）
	う又はう羽その他う羽に類似するものを用いて魚類を威嚇し、追い込む漁法
	水中眼鏡を使用する漁法
	追さで漁法

2 前項の規定にかかわらず、火光その他の照明を利用せず、前項におけるもり、金突若しくはこれらに類似する刺突具又は水中眼鏡を使用する漁法により、次の表の左欄に掲げる区域において、それぞれ同表の中欄に掲げる水産動物以外の水産動物を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中に採捕する場合は、この限りでない。

区域	水産動物	期間
吉野川に係る河川	あゆ及びます類	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
四万十川に係る河川中高岡郡四万十町家地川発電用えん堤下流端から下流及び高岡郡四万十町下道発電用えん堤下流端から下流	あゆ及びます類	1月1日から12月31日まで
松田川に係る河川		
仁淀川に係る河川	あゆ及びます類	7月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで
新莊川に係る河川		
物部川に係る河川	ます類	7月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで
上記以外の内水面	ます類	8月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで

第36条 何人も、内水面において、次に掲げる漁具を設置してはならない。

- (1) 魚ぜき（しめなわを除く。）
- (2) 建干
- (3) せき干
- (4) やな
- (5) 上りうえ及び下りうえ
- (6) 上りひ落し

第37条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、はぜ追込み網、四手網及びすくい網以外の網漁具を、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中に使用してはならない。ただし、4月1日から同月30日までの間において、網目3センチメートル以上の投網及びなげ網を使用する場合は、この限りでない。

禁止区域	禁止期間
野根川に係る河川	4月1日午前零時から6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
奈半利川に係る河川	
安田川に係る河川	
伊尾木川に係る河川（安芸市古井発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。）	
安芸川に係る河川	
物部川に係る河川（香美市土佐山田町杉田発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。）	
鏡川に係る河川（高知市鏡多目的用えん堤上流端から上流の区域を除く。）	
松田川に係る河川	4月1日午前零時から5月15日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
仁淀川に係る河川中高知市春野町西畑自記検潮観測所から249度40分の線から上流の区域（吾川郡仁淀川町長屋発電用えん堤上流端から上流の区域及び吾川郡仁淀川町峠の越発電用えん堤上流端から上流の区域を除く。）	

吾川郡いの町八田かんがい用八田ぜきから取水する弘岡用水路	
新莊川に係る河川	
四万十川に係る河川中後川と四万十川との合流点に建設された漁場標識から上流の区域（高岡郡四万十町家地川発電用えん堤上流端から上流の区域、高岡郡四万十町下道発電用えん堤上流端から上流の区域及び高岡郡津野町船戸かんがい用船戸ぜき上流端から下流のかんがい用旧下地ぜき下流端までの区域を除く。）	

第38条 何人も、次の表の左欄に掲げる河川のうちそれぞれ同表の右欄に掲げる区域においては、餌づり、擬餌づり及び友づり（地方名称の「おとり掛」を含む。次条において同じ。）以外の漁具又は漁法により、水産動物を採捕してはならない。

河川	禁止区域
物部川に係る河川	香美市物部町別府北谷口に建設された漁場標識から270度の線から行者谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域
仁淀川に係る河川	吾川郡いの町上八川上分岩川谷に建設された漁場標識から190度の線から古土居谷口に建設された漁場標識から200度の線に至る区域 吾川郡いの町小川縦ノ木山川又谷口に建設された漁場標識から65度の線から松尾谷口に建設された漁場標識から65度の線に至る区域
四万十川に係る河川	高岡郡津野町力石川と北川との合流点に建設された漁場標識から280度の線から同町北川とうの谷口に建設された漁場標識から210度の線に至る区域 高岡郡禰原町初瀬影之地橋下流端の下流400メートルから折渡川と北川との合流点に建設された漁場標識までの区域 高岡郡禰原町禰原さる橋上流端から芹川谷口に建設された漁場標識までの区域 高岡郡禰原町禰原犬ヶ谷口に建設された漁場標識の上流100メートルの点から235度の線から東風出の谷口に建設された漁場標識から270度の線に至る区域 高岡郡禰原町四万川曲淵橋上流端から同町禰原上成橋上流端までの区域（虎枝川を除く。） 高岡郡禰原町禰原成藪谷口に建設された漁場標識から130度の線から西の川峡谷口に建設された漁場標識から50度の線に至る区域 高岡郡禰原町禰原四国電力株式会社山子測水所から初瀬橋下流端までの区域

第39条 何人も、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ同表の中欄に掲げる以外の漁具又は漁法により、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中、あゆを採捕してはならない。

区域	漁具又は漁法	期間
野根川に係る河川中安芸郡東洋町野根押野川と野根川との合流点に建設された漁場標識から下流	餌づり 擬餌づり 友づり よこ掛け しゃびき すくい網 投網 なげ網	6月1日午前5時から10月15日午後5時30分まで
奈半利川に係る河川中安芸郡北川村及び田野町かんがい用田野ぜき上流端の下流30メートルから下流	餌づり 擬餌づり 友づり しゃびき	

安田川に係る河川中安芸郡安田町かんがい用西島ぜき上流端から下流	すくい網 投網	
伊尾木川に係る河川中安芸市川北かんがい用川北ぜき上流端から下流	なげ網	
安芸川に係る河川中安芸市川北江川川と安芸川との合流点に建設された漁場標識から下流		
物部川に係る河川中香美市土佐山田町町田かんがい用物部川下流統合ぜき上流端の下流左岸177メートルの点から340度の線から下流	餌づり 擬餌づり 友づり よこ掛け しゃびき すくい網 投網 なげ網	
鏡川に係る河川中高知市上本宮町かんがい用江ノ口ぜき上流端から下流	餌づり 擬餌づり 友づり しゃびき すくい網 投網 なげ網	
仁淀川に係る河川中吾川郡いの町仁淀川橋上流端から下流の同町八田かんがい用八田ぜき上流端の上流20メートルまでの区域	餌づり 擬餌づり 友づり よこ掛け しゃびき すくい網 投網 なげ網	5月15日午前5時から10月15日午後5時30分まで
新荘川に係る河川中須崎市上分落合橋下流端から下流	餌づり 擬餌づり 友づり しゃびき すくい網 投網 なげ網	
四万十川に係る河川中四万十市四万十川橋上流端から下流の同市不破八幡宮境内西端から240度の線に至る区域	餌づり 擬餌づり 友づり よこ掛け しゃびき すくい網 投網 なげ網	

2 前項の表の中欄に規定する漁具若しくは漁法に火光その他の照明若しくは追い込む漁法を併用し、又は水中に潜入してこれらの漁具若しくは漁法により、あゆを採捕してはならない。

第40条 何人も、う飼漁法は、次の表の左欄に掲げる区域において、それぞれ同表の右欄に掲げる期間中に行ってはならない。

禁止区域	禁止期間
仁淀川に係る河川	12月31日午後5時から翌年5月15日午前5時まで
新荘川に係る河川	及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時

四万十川に係る河川	30分まで
吉野川に係る河川中高知県と徳島県との県境から吾川郡いの町高藪発電用えん堤上流端までの区域	12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで及び10月20日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで
上記以外の内水面	12月31日午後5時から翌年6月1日午前5時まで及び10月15日午後5時30分から11月16日午前6時30分まで